

健習発第 0907001 号
老老発第 0907001 号
平成 17 年 9 月 7 日

各〔都道府県〕
〔政令市〕
〔特別区〕

衛生主管部（局）長 殿
介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長

厚生労働省老健局老人保健課長

栄養ケア・マネジメントの実施に伴う帳票の整理について

従来まで、介護保険施設における入所者等の栄養管理については、主として集団的な栄養管理を基本としてきたところであり、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設等サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第40号）に基づく食品構成表等の帳票を作成の上、それに基づく栄養管理が行われてきたところである。

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）第2条が平成17年10月1日から施行され、居住費・食費が介護保険給付の対象外となるが、それにあわせ、個別の高齢者の栄養状態に着目した栄養ケア・マネジメントを介護報酬上評価する栄養マネジメント加算を創設することとしたところである。

栄養ケア・マネジメントを実施する介護保険施設においては、入所者等の身体の状態、栄養状態の改善等といった観点から必要な記録が行われる。現在、作成が必要とされている帳票の中にも、類似の目的により作成されているものがあることから、国においては、栄養ケア・マネジメントを実施し、栄養マネジメント加算を算定する介護保険施設において作成する帳票書類を、別添のとおり、整理することとするものである。

都道府県等におかれても、介護保険施設について、類似の帳票等の作成を指導している場合があれば、上記趣旨にかんがみ、帳票の作成や類似項目の記載を不要とする等所要の措置を講じられるよう御配意願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

栄養ケア・マネジメント実施施設における 主たる帳票書類の見直しについて

栄養ケア・マネジメント実施施設においては、個別の高齢者の健康状態に着目した栄養管理が行われるため、平成12年老企第40号通知において作成することとされてきた下記の帳票書類のうち、集団としての栄養管理を行う上で必要なものについては、作成不要とする。ただし、栄養ケア・マネジメントを実施していない施設においては、引き続き、これらの帳票の作成を必要とする。

平成12年老企第40号通知において 作成することとされてきた帳票書類	栄養ケア・マネジメント※1	
	実施	未実施
1 整備しなければならない帳票書類		
・ 検食簿	不要	要
・ 喫食調査結果	不要	要
・ 食事せん	要	要
・ 献立表	要	要
・ 入所(院)者等の入退所(院)簿	不要	要
・ 食料品消費日計	不要	要
2 必要に応じ(少なくとも6月に1回)作成しておくもの		
・ 入所(院)者年齢構成表	不要	要
・ 給与栄養目標量に関する帳票(※2)	不要	要

《根拠通知：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意点(平成12年老企第40号)》

※1

不要…栄養ケア・マネジメントを実施する場合に削減可能となる帳票書類
要 …栄養ケア・マネジメント導入後も引き続き必要な帳票書類

※2

加重平均栄養所要量表、食品構成表は、「健康増進法等の施行について(特定給食施設関係)」(平成15年健習発第0430001号)に基づき、給与栄養目標量に関する帳票として整理